

2025 年 10 月 10 日

公益財団法人 キューピーみらいたまご財団
2026 年度 第 I 期 助成事業募集のご案内（応募要項）

公益財団法人キューピーみらいたまご財団 事務局

当財団は、子どもを対象とする食育活動団体、食の居場所づくり活動団体への助成公募を行います。
助成対象には、食を通した産前産後ケアのための食育活動団体、子どもたちが過半数を占める多世代
食堂や地域食堂等も含まれます。

当財団の助成プログラムは 5 つあり、2026 年度第 I 期はプログラム B-3（冷凍冷蔵庫助成）を除く
4 つのプログラムの公募を行います（プログラム B-3 の公募は、2026 年度第 I 期はありません）。
本応募要項は、全プログラム共通項目（p.3～4）と、各プログラムについての項目（p.5～11）から
なります。応募するプログラムを選択した上で、全プログラム共通項目のページと、選択したプログラムにつ
いての項目のページを読み、応募してください。

なお、p.2 に助成プログラム一覧を掲載しました。助成対象団体、助成金額、対象経費、選考のポイント
などをまとめているので、プログラム選択の参考にしてください。

なお、助成についての問合せ先は p.12 に記載してあります。

（※）応募期間は 10 月 20 日（月）～ 11 月 17 日（月）です。

表 希望する助成内容と助成プログラム

希望する助成内容	助成プログラム	参照ページ
食育活動への助成	プログラム A（食育活動助成）	p.5～6
食を通した居場所づくりの拠点改修、 備品・設備購入費用	プログラム B-1（食を通した居場所づ くり助成）	p.7～8
新たに始めた居場所の運営資金、拠点の 改修費用、設備・備品の購入費用、保険料	プログラム B-2（スタートアップ助成）	p.9
食材費	プログラム B-4（食材費助成）	p.10～11

表 助成プログラム一覧

助成事業名	助成対象団体	助成金	助成対象経費	選考のポイント	備考
プログラムA (食育活動助成)	・子どもを対象に食育活動をしている団体 ・子どもの居場所での食育(食の自立支援等)や、産前産後ケアのための食育を行っている団体も対象	100万円までの希望額	食育活動としての講座、イベントに関わる経費	・子どもを対象とした食育活動であること ・助成金交付申請書に助成事業の目的、内容、実施計画、助成事業の自己評価方法がしっかりと記載されていること	・通常の居場所づくりに関わる費用は助成対象外 ・10万円以上の費用は見積書必要

助成事業名	助成対象団体	助成金	助成対象経費	選考のポイント	備考
プログラムB-1 (食を通した居場所づくり助成)	・子どもを対象に食を通した居場所づくりを行っている団体 ・子どもを対象にした食を通した居場所づくりの中間支援団体	70万円までの希望額	拠点改修費用、設備・備品購入費用 中間支援団体では活動定着に向けたネットワーク形成費用も対象	(食を通した居場所づくり団体) ・子どもを対象に会食等の場を提供していること ・参加者の50%以上が子どもであること (中間支援団体) ・子どもを対象とした食を通した居場所づくり活動の中間支援をしていること	・食材費は助成対象外 ・10万円以上の費用は見積書必要
プログラムB-2 (スタートアップ助成)	2024年11月以降、新たに子ども食堂など子どもを対象に食を通した居場所づくりを開始し、今回申請までに少なくとも1回の開催実績がある団体	一律15万円	食材費・家賃・人件費等の運営費用、拠点の改修費用、設備・備品の購入費用、保険料	・子どもを対象とした会食等の場を提供していること ・参加者の50%以上が子どもであること ・推薦者との関係や地域連携 ・事業の継続性	2024年10月以前に居場所づくり活動を開始した団体が新拠点を開設したという事例は助成対象外
プログラムB-4 (食材費助成)	・子どもを対象に食を通した居場所づくりを行っている団体 ・生活困窮世帯の子どもに対して食支援活動を行っている団体	一律10万円	食材費・弁当購入費、消耗品費、輸送の費用	(食を通した居場所づくり活動) ・子どもを対象に会食等の場を提供していること ・参加者の50%以上が子どもであること (食支援活動) ・単なる食品配布でなく、アウトリーチ活動を伴っていること ・推薦者との関係や地域連携	・拠点改修費用、設備・備品購入費用は対象外

【全プログラム共通項目】

1. 助成対象団体、その所在地、助成金使用対象期間

① 助成対象団体：以下のすべてに該当する団体

○助成終了後も対象となる活動を継続する意思があること。

○団体活動を通じて、政治的または宗教的活動を行わないこと。

○反社会勢力でないこと、反社会勢力とのいかなる関わりもないこと。

※上記以外にプログラムB-1、B-2、B-4では活動を実際に行う団体の構成員が3人以上であること。

② 団体の所在地：日本国内

③ 助成金使用対象期間：2026年4月1日～2027年3月31日

2. 選考方法

申請書類一式及び申請システム入力資料に基づき書類選考を行い、選考委員会が審議、理事会が承認して決定します。

なお、電話やメールによる確認や直接訪問調査（12月～1月）を行う場合があります。また、採否の理由のお問合せには応じかねます。

3. 助成決定

助成が決定した団体については、2026年2月中旬までに決定通知書をお送りし、その後ホームページ等で発表します。

【助成証書授与式】

助成が決定した団体は、当財団が主催する助成証書授与式への参加をお願いします。

助成証書授与式はオンラインで行う予定です。

実施予定日：2026年4月17日（金曜日）

【助成金の振込】

助成決定後ご提出いただく助成金振込依頼書に基づき、2026年4月下旬、指定口座に助成金を振り込みます。（振込依頼書は決定通知書とともにお送りします）

4. 完了報告書

助成期間終了後、完了報告書を提出していただきます。締め切りは、2027年5月7日です。

所定の書式は、当財団ホームページにアップロード済です。

5. その他の注意事項

- ① 申請書類、申請システムに記載・入力していただいた個人情報は、当財団の個人情報保護規定に基づき厳正に管理し、当財団の事業に関わる業務にのみ使用し、それ以外には使用しません。
- ② プログラム A とプログラム B-1、プログラム B-1 とプログラム B-4 など、重複した助成申請はできません。
- ③ 以下の費用は助成対象外とします。
 - ・営利を目的とした案件、既に完了している案件
 - ・備品の場合、事業内容に対して備品の数量、価格、性能が適切でないもの（用途に比べ高価な機種等）



この QR コードから財団ホームページの
「助成募集」ページをご覧ください

☆プログラムA（食育活動助成）

1. 助成対象団体

子どもを対象に食育活動をしている団体。子どもの居場所での食育（食の自立支援等）を行っている団体、産前産後ケアのための食育を行っている団体も対象です。

2. 助成金

①金額：100 万円までの希望額（万円単位）

②対象経費：食育活動としての講座、イベントに関わる経費（本活動による収入、自己資金を除いたもの）

※通常の居場所づくりに関わる運営費は対象外です。

表 対象経費と対象外経費の例

費目	対象経費の例	対象外経費の例
消耗品・材料費	食育活動のための食材費、事務用品代、消耗品の購入費用	土産、賞品、記念品代、飲食経費
物品費	食育活動に必須となる物品	食育活動に必須ではない物品、スタッフ個人の所有となる物品
印刷費	活動の P R ポスター、チラシ、パンフレット等作成費用	団体の会報、定期刊行物の発行費用等
会場費	活動実施に係る会場費	
保険料	活動の参加者への保険料	
講師謝礼金	講師への謝礼金（交通費・宿泊費含む）	
人件費	活動・イベント協力者の人件費	活動団体スタッフの人件費
旅費・交通費	視察・研修の交通費、宿泊費など（移動に伴うガソリン代等含む）	
その他経費	上記に該当しない経費（機械の借料、振込手数料など）	

3. 応募方法

郵送、またはメールにファイルを添付し、応募してください。

提出していただきました書類、資料等は返却できません。応募した正本一部の他に、必ず控えを取っておいてください。

○申請期間：10月20日（月）～ 11月17日（月） 消印有効（事務局持ち込み不可）

※メールの場合の提出期限：11月17日（月）正午受信まで

○郵送送付先：株式会社キューピーあい キューピーみらいたまご財団事務局

住所：〒182-0002 東京都調布市仙川町 2-5-7 仙川キューポート

電話：03-5384-7680（※ 問合せ先は p.12 を参照）

○申請メールアドレス：kmt_a@kmtzaidan.or.jp

※メールの場合、締切直前は回線が混み合う可能性がありますので、なるべくお早めにご提出ください。

※受信容量の制限がありサイズによっては送信できない場合があります。（30MB まで）

※件名に「【助成応募】団体名」を記載し、複数のファイルを送る場合は「①助成金交付申請書」など

それぞれに分かりやすいタイトルをつけ、なるべく一つのフォルダにまとめて圧縮ファイルにして添付してください。

※受領完了後リターンメールを 11 月 21 日(金)までにお送りすることで受領完了といたします。リターンメールがない場合、未受領の可能性がありますので、財団事務局まで連絡してください。

4. 応募時の提出書類

当財団ホームページの申請書類一式をダウンロードして記入し、下の書類も併せて提出してください。

※「助成事業の予算書」で、10 万円以上のものについては見積書を添付してください。

- ①定款・規約
- ②役員名簿、法人格がある団体は全部事項証明書（直近のものの写しで可）
- ③前年度(2024 年度)の収支決算書
- ④本年度(2025 年度)の収支予算書
- ⑤貸借対照表（法人格がある団体以外は財産目録で可）
- ⑥事業案内書（パンフレット等）

5. 選考基準

- ① 適合性：当財団の助成目的に合った活動であること。
- ② 実現性：活動計画が実現可能で、収支計画が適切であること。
- ③ 継続性：組織としての信頼性、財務・運営の健全性、活動実態が明確であること。
- ④ 自己評価：プログラム A では、食育活動参加者の意識あるいは行動変化を把握することで、実施した食育活動を自己評価することを重視します。申請書類のうち助成金交付申請書には「助成事業の目的」（助成事業によって実現したいこと）、「助成事業の内容」、「助成事業の実施計画」に加え、「助成事業の自己評価方法」を記載していただきます。
以下に例を記載しますが、どのように参加者の変化を把握し活動を自己評価するかには決まったものではなく、これを参考に自由に設定していただいて構いません。
なお、助成事業終了時に提出していただく完了報告書には、この評価方法に基づいた自己評価結果について記載していただきます。

（例）助成事業の目的：食への関心を高め、子どもが自分で調理し、食事をとることができるようにする。

助成事業の内容：野菜作りを行い収穫した野菜を使って調理体験をする。子ども食堂も開催する。

助成事業の自己評価方法：①「あなたは家で料理をすることがありますか」のアンケートを活動開始時および終了時に行い、行動の変化を把握。

②調理体験した子どものうち、その後子ども食堂で調理等のお手伝いをするようになった子どもの割合で意識の変化を把握。

6. 選考のポイント

子どもを対象とした食育活動であること、助成金交付申請書に助成事業の目的、内容、実施計画、助成事業の自己評価方法がしっかりと記載されていることです。

☆プログラムB-1（食を通した居場所づくり助成）

1. 助成対象

- ・子どもを対象に食を通した居場所づくりを行っている団体
- ・子どもを対象にした食を通した居場所づくりの中間支援団体

2. 助成金

①金額：70 万円までの希望額（万円単位）

②対象経費

拠点の改修費。冷蔵庫・電子レンジ・エアコン・テレビ・プリンタなどの設備購入費用。会食時の椅子やテーブル、食器などの備品購入費用。

中間支援団体においては、活動定着に向けたネットワーク形成の費用も助成対象です。

※団体スタッフの人件費、家賃、光熱費等の運営費は助成対象外です。

※中間支援団体がその支援する団体に分配して設置するような備品は助成対象外です。中間支援団体が独自に使用するものを助成対象とします。

3. 応募方法

当財団ホームページの助成申請サイトにて、質問内容に沿い回答の項目を選択、あるいは入力してください。スマートフォンでの申請も可能です。

※郵送での申請受付はしていません。

○申請期間：10月20日（月）～ 11月17日（月） 正午まで

○申請システムの質問内容は、居場所づくり団体か、中間支援団体かで変わります。主な活動を選択し、入力してください。

※締切直前は回線が混み合う可能性がありますので、なるべくお早めに提出してください。

※申請完了後リターンメールが自動受信されることで、受領完了といたします。リターンメールがない場合は未受領の可能性がありますので、全国食支援活動協力会または当財団事務局まで連絡してください。

※推薦者には、推薦内容について問合せをする場合があります。

4. 応募時の提出書類

当財団ホームページの申請書類をダウンロードして記入し、提出してください。「誓約書・推薦書」は、作成の上押印し、その PDF、または書類を撮影しその画像をアップロードしてください。

※「助成事業の予算書」で、10 万円以上のものについては見積書を添付してください。

また、選考時、助成決定後に提出をお願いする場合がありますので、以下の書類を準備しておいてください。

- ①定款・規約
- ②役員名簿、法人格のある団体は全部事項証明書（直近の写しで可）
- ③前年度(2024 年度)の収支決算書
- ④本年度(2025 年度)の収支予算書

⑤貸借対照表（法人格のある団体以外は財産目録で可）

⑥事業案内書（パンフレット等）

5. 選考基準

- ① 適合性：当財団の助成目的に合った活動であること。
- ② 実現性：活動計画が実現可能で、収支計画が適切であること。
- ③ 継続性：組織としての信頼性、財務・運営の健全性、活動実態が明確であること。

6. 選考のポイント

（食を通した居場所づくり団体）

子どもを対象に会食等の場を提供すること、参加者の 50%以上が子どもであることです。

（中間支援団体）

子どもを対象にした食を通した居場所づくりを支援していることです。

☆プログラムB-2（スタートアップ助成）

1. 助成対象

2024 年 11 月以降に「子ども食堂」等の食を通した居場所づくり活動を開始し、今回申請までに少なくとも 1 回の開催実績がある団体。なお、過去にプログラム B-2 で助成を受けた団体は応募できません。

※2024 年 10 月以前に居場所づくり活動を開始した団体が、2024 年 11 月以降新たな拠点を開設したという事例は助成対象ではありません。

2. 助成金

①助成金：一律 15 万円

②対象経費

食材費・家賃・人件費等の運営費用、拠点の改修費用、設備・備品の購入費用、保険料

3. 応募方法

当財団ホームページの助成申請サイトにて、質問内容に沿い回答の項目を選択、あるいは入力してください。
スマートフォンでの申請も可能です。

※郵送での申請受付はしていません。

○申請期間：10 月 20 日（月）～ 11 月 17 日（月） 正午まで

※締切直前は回線が混み合う可能性がありますので、なるべくお早めに提出してください。

※申請完了後リターンメールが自動受信されることで、受領完了といたします。

リターンメールがない場合は未受領の可能性がありますので、全国食支援活動協力会または財団事務局まで連絡してください。

※推薦者には、推薦内容について問合せをする場合があります。

4. 応募時の提出書類

当財団ホームページの申請書類(誓約書・推薦書)をダウンロードし、誓約書・推薦書を作成の上押印し、その PDF、または作成した書類を撮影しその画像をアップロードしてください。

また、選考時、助成決定後に提出をお願いする場合がありますので、「定款・規約」「役員名簿」を準備してください。

5. 選考基準

- ① 適合性：当財団の助成目的に合った活動であること。
- ② 実現性：活動計画が実現可能で、収支計画が適切であること。
- ③ 継続性：自立した運営をめざし、活動の継続が期待できること。

6. 選考のポイント

参加者の 50%以上が子どもであり会食等で食を通した居場所づくりを行っていること、活動開始時期が 2024 年 11 月以降であること、今回申請までに少なくとも 1 回の開催実績があることです。

加えて、推薦者との関係や地域連携、事業の継続性を重視します。

☆プログラム B-4（食材費助成）

1. 助成対象

- ・子どもを対象に食を通した居場所づくりを行っている団体
 - ・生活困窮世帯の子どもに対して弁当配布や食料支援（フードパントリー等）などの食支援活動を行っている団体
- ※中間支援団体であっても、上記活動を自ら行っているのであれば助成対象です。

2. 助成金

①助成金：一律 10 万円

②対象経費

食材費・弁当購入費、弁当容器などの消耗品費、食材引取り・配布・配達等の輸送費。

※設備・備品購入費用は対象としません。

3. 応募方法

当財団ホームページの助成申請サイトにて、質問内容に沿い回答の項目を選択、あるいは入力してください。
スマートフォンでの申請も可能です。

※郵送での申請受付はしていません。

○申請期間：10月20日（月）～ 11月17日（月） 正午まで

○申請システムの質問内容は、助成を希望する活動が、食を通した居場所づくり活動か、食支援活動かで変わります。助成を希望する活動を選択し、入力してください。

※締切直前は回線が混み合う可能性がありますので、なるべくお早めに提出してください。

※申請完了後リターンメールが自動受信されることで、受領完了といたします。

リターンメールがない場合は未受領の可能性がありますので、全国食支援活動協力会または財団事務局まで連絡してください。

4. 応募時の提出書類

当財団ホームページの申請書類(「誓約書・推薦書」)をダウンロードして記入し、提出してください。「誓約書・推薦書」は、作成の上押印し、その PDF、または書類を撮影しその画像をアップロードしてください。

また、選考時、助成決定後に提出をお願いする場合がありますので、「定款・規約」「役員名簿」を準備してください。

5. 選考基準

（食を通した居場所づくり団体）

- ① 適合性：当財団の助成目的に合った活動であること。
- ② 実現性：活動計画が実現可能で、収支計画が適切であること。
- ③ 継続性：組織としての信頼性、財務・運営の健全性、活動実態が明確であること。

（食支援活動団体）

- ① 適合性：生活困窮状態となっている所帯の子どもに対する食支援活動を行っていること。

6. 選考のポイント

（食を通した居場所づくり活動）

子どもを対象に会食等の場を提供していること、参加者の 50%以上が子どもであることです。

（食支援活動活動）

単なる食品配布でなく、アウトリーチ活動を伴っていることです。推薦者との関係や地域連携も重視します。

問合せ先

★プログラム A を含む申請全般についての問合せ

公益財団法人 キューピーみらいたまご財団 事務局

住所：〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-4-13

電話番号：03-3486-3094 （受付：平日 月～金、10 時～16 時）

E-mail：kmtsupport@kmtzaidan.or.jp

★プログラム B-1、プログラム B-2、プログラム B-4 についての問合せ

一般社団法人 全国食支援活動協力会 事務局

住所：〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21

電話番号：03-5426-2547 （受付：平日 月～金、10 時～17 時）

E-mail：saposen@mow.jp

※「一般社団法人 全国食支援活動協力会」には、選考から助成決定後の子ども食堂のサポートまで、キューピーみらいたまご財団の業務に関わっていただいています。